

## B 地方教育費調査編

### 1 地方教育費調査の概要

(1) 調査目的

この調査は、平成27会計年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）に、学校教育、社会教育及び教育行政のために地方公共団体から支出された経費並びに授業料等の収入の実態及び地方教育行政機関の組織等の状況を明らかにし、国・地方を通じた教育諸施策を検討・立案するための基礎資料を得ることを目的とし、文部科学省・都道府県教育委員会が実施したものです。

(2) 調査対象

横浜市の学校教育機関・社会教育機関・その他の教育機関及び教育委員会です。

(3) 調査分類

この調査は学校教育・社会教育及び地方教育行政に使われた経費を、財源別・支出項目別に調査したもので、次の調査項目によります。

〔財源別〕

(ア) 公費

教育のために、国・県及び市が負担し、横浜市の歳出として支出された経費です。したがって、義務教育諸学校の教職員給与関係のように、横浜市の予算に組み入れられない経費は調査していません。

a 「国庫支出金」

教育に対して国が市町村に交付する補助金等をいいます。

b 「県支出金」

教育に対して県が租税・地方交付税・使用料の財源から支出した経費をいいます。

c 「市支出金」

教育に対して横浜市が租税・地方交付税・使用料・基本財産収入等の財源から支出した経費をいいます。

d 「地方債」

横浜市が教育のために起債した経費のうち、平成27会計年度中に支出した経費をいいます。

e 「公費に組み入れられた寄付金」

横浜市の歳入として決算に計上された寄付金・贈与金で、教育のために支出した経費をいいます。

(イ) P T A 寄付金・その他の寄付金

平成20会計年度調査から、P T A 寄付金・その他の寄付金は調査の対象外となりました。

〔支出項目別〕

(ア) 学校教育費

a 「A 消費的支出」

原則として毎年経常的に支出する経費で次のように分類されます。

(a) 人件費

教員及び職員の給与並びに共済組合等負担金、恩給費等、退職・死傷手当等の経費をいいます。

(b) 教育活動費

児童・生徒に対する授業及びその補助のために要した経費で、特別活動費、教授用消耗品費、旅費、その他の教育活動費等です。

(c) 管理費

当該学校の管理運営のために要した経費で、修繕費、学校警備費、消耗品費、光熱水費等です。

(d) 補助活動費

正規の学校教育には含まれませんが、それと密接な関係を有している学校の事業に要した経費で、衛生職員、休職職員の給与、衛生費、奨学費等です。

(e) 所定支払金

借地料・保険料等定額を定期的に支払う経費で、ほかに校長会負担金、各教科研究会負担金等です。

b 「B資本的支出」

土地・建物及び設備・備品を取得、増加又は補充するための支出経費で次のように分類されます。

(a) 土地費

学校の敷地・実習地の新規購入、拡張のための購入費、移転補償費、整地のために要した経費です。

(b) 建築費

校舎・体育館・図書館等の新築・増改築、模様替えのために要した労賃、原材料費、請負費等です。

(c) 設備・備品費

土地費・建築費に含まれない設備備品の購入、補充、取り付けに要した経費で、給食用設備備品等の購入、補充、取り付けに要した経費を含みます。

(d) 図書購入費

学校図書館・図書室・教員室等に備え付ける図書のうち、単行本・全集本・辞書・CD・ビデオソフト等、備品的性格をもつ図書の新規購入費及び取り替え、補充に要した経費です。

c 「C債務償還費」

地方債の元金の返済、利子の支払い及び手数料に要した経費です。

(イ) 社会教育費

教育委員会が所管している社会教育の施設と活動及び文化財保護費に要した経費です。社会教育の施設とは、公民館、図書館、博物館、体育施設、青少年教育施設、女性教育施設、文化会館及びその他の社会教育施設であり、活動とは教育委員会が行った社会教育活動です。

それらを「A消費的支出」、「B資本的支出」、「C債務償還費」に分けて計上されています。

(ウ) 教育行政費

教育委員会事務局（教育センター等含む）の一般行政事務及び教育委員会の運営のために支出した経費で、「A消費的支出」、「B資本的支出」、「C債務償還費」に分けて計上されています。

(エ) 教育に係る収入調査

教育に係る特定財源のうち、国・都道府県の補助金・負担金・分担金、地方債及び寄附金以外の収入です。それらを「授業料」や「入学金」等に分けて計上されています。